

調査ノート（7）

米国において公益団体が発達した要因

—「民が国をつくる」伝統と制度の相互作用—

2026 年 9 月 27 日

1. はじめに

米国は「民が国をつくった」社会であり、その順序こそが公益団体の発達を説明する出発点である。日本や欧州諸国では、まず王権や中央政府が存在し、その下で地域社会や公共サービスが整備された。これに対し米国では、入植者がまず教会とタウンをつくり、学校・救貧・消防を自ら担い、その後に州と連邦政府が形成された。「自分たちのことは自分たちでやる」という思想は、この歴史的経験から生まれたと考えられる（公益法人協会 2026）。

ただし、自治の伝統だけでは米国の特異性は説明しきれない。強い地域共同体や相互扶助の慣行は、日本の村落や欧州の教区にも存在したからである。共同体的な助け合いが「法人格を持ち、寄附と専門職で運営される民間の公益団体」という形をとり、巨大な産業にまで成長したのは、米国に固有の制度的・文化的条件が重なったからである。

本稿の問いは、他国には見られず、米国だからこそ公益団体が発達した要因は何かである。分析には、非営利セクターの規模を各国の歴史的な力関係で説明する「社会的起源論」（Salamon and Anheier 1998）と、政府が多様な需要に応えきれないところに公益団体が生まれるとする「政府の失敗」論（Weisbrod 1977）を視点として用いる。なお本稿では、米国の 501(c)(3)団体を中心とする民間の公益目的の団体を「公益団体」、その総体を「非営利セクター」と呼ぶ。

本稿の構成は次のとおりである。第 2 節で米国非営利セクターの規模を統計で確認する。第 3～7 節で、歴史・宗教・政治制度・法税制・経済の五つの要因を検討する。第 8 節で日本と比較し、第 9 節で結論を述べる。

2. 米国非営利セクターの規模と特徴

米国の非営利セクターは、団体数・雇用・寄附のいずれで測っても一つの巨大産業である。IRS（内国歳入庁）の統計では、2024 会計年度に免税資格を持つ団体は約 200 万、そのうち慈善・宗教・教育などを目的とする 501(c)(3)団体は約 154 万に達し、前年度の約 151 万からさらに増えた（IRS 2025; MinistryWatch 2025）。しかもこの数には、IRS への免税認定の申請を義務づけられてい

ない教会や、年間収入が約 5,000 ドル以下の小規模団体、法人格を持たない任意団体の多くは含まれていない。

表1 米国非営利セクターの主要指標

指標	数値
免税資格を持つ団体数 ¹	約 200 万（2024 会計年度）
うち 501(c)(3)団体（慈善・宗教等） ¹	約 154 万（2024 会計年度）
非営利セクターの雇用者数 ²	約 1,280 万人（民間雇用の 9.9%）（2022 年）
パブリック・チャリティの総収入・総資産 ³	約 2.4 兆ドル・約 4.8 兆ドル（2019 年）
ボランティア 1 時間あたりの経済価値 ³	33.49 ドル（年間総額約 2,000 億ドル）（2023 年）
寄附総額 ⁴	5,925 億ドル（2024 年）
人口 1 万人あたりの寄附税制適用団体数 ³	55.5（日本は 3.2）（2024 年）

¹IRS(2025)、²BLS(2024)、³公益法人協会（2026）、⁴Giving USA(2025)をもとに筆者作成。

雇用面では、非営利セクターの雇用者数は 2022 年に約 1,280 万人と推計され、民間雇用の 9.9%を占める（BLS 2024）。全雇用に占める割合でみても約 9%に達し、政府部門（15%）や自営業（10%）と並ぶ労働市場の主要な一翼をなしている（公益法人協会 2026）。州別の民間雇用に占める非営利雇用の割合ではワシントン D.C.が 25.2%、バーモント州が 19.8%、マサチューセッツ州が 17.6%と高く、植民地期からタウン自治の伝統が強いニューイングランド地方に集中している（BLS 2024; 公益法人協会 2026）。この地理的分布は、第 3 節で述べる歴史的要因と関係している。

表2 米国の寄附の担い手別内訳（2024 年）

担い手	金額（億ドル）	構成比	前年比
個人	3,924.5	66.2%	+8.2%
財団	1,098.1	18.5%	+2.4%
遺贈	458.4	7.7%	-1.6%
企業	444.0	7.5%	+9.1%
合計	5,925.0	100.0%	+6.3%

Giving USA（2025）をもとに筆者作成。構成比は筆者計算。

表2 が示すように、寄附の約 2/3 は企業ではなく個人から来ている（Giving USA 2025）。また寄附先では宗教が 1,465 億ドルと全体の約 24.8%を占め、最大である（Giving USA 2025）。一般市民による小口の寄附と教会を通じた献金がセクターの土台にあることは、第 3・4 節で検討する歴史的・宗教的要因の重要性を裏づけている。

国際比較でも米国の特異性は際立つ。英国の公益団体 CAF が「見知らぬ人を助けた」「寄附した」「ボランティアをした」の三指標で集計する「世界寄附指数」で、米国は 2013～2015 年と 2019 年に世界 1 位、日本は 2019 年に 107 位、2022 年に 118 位であった（CAF 2019; CAF 2022）。

3. 歴史的要因

米国では、政府が成立する前に住民自身が契約によって共同体をつくり、公共の仕事を担った。この「社会が国家に先行する」順序が、公益団体発達の最も深い根である。

3.1 契約による共同体とタウン自治

1620 年、メイフラワー号の入植者は上陸前に「メイフラワー誓約」を結び、自らを「民政団体（civil body politic）」として組織した。王から与えられた統治機構ではなく、住民の自発的な合意が共同体の基礎となったのである。ニューイングランドのタウンでは、住民総会（タウンミーティング）が道路・学校・救貧を決定し、教会も会衆自らが牧師を招く会衆派の形をとった。Tocqueville（2000 [1835]）は、米国では「タウンが郡より先に、郡が州より先に、州が連邦より先に」組織されたと述べている。

高等教育も同じ順序で生まれた。1636 年に設立されたハーバード大学は、植民地議会の決議と牧師ジョン・ハーバードの遺贈によって成立し、公の認可と私的な寄附が組み合わされていた（Hall 2006）。公と私の境界に民間の公益団体が生まれるという型は、この時期にすでに現れていた。

3.2 フランクリンと「自発的結社」の実践

18 世紀のフィラデルフィアでは、ベンジャミン・フランクリンが議論クラブ「ジャントー」（1727 年）を起点に、会員制図書館（1731 年）、義勇消防団（1736 年）、ペンシルベニア病院（1751 年）などを次々と設立した（Hall 2006）。とくに病院設立では、民間が一定額の寄附を集めれば州議会が同額を拠出する仕組みが用いられた。これは現在の「マッチング・グラント」の原型であり、民間の発意を政府が後押しする米国型の協働を示している。

3.3 トクヴィルが見た「結社の国」

1831 年に米国を視察したフランスの思想家 Tocqueville（2000 [1840]）は、『アメリカのデモクラシー』で、米国人は年齢や身分を問わず絶えず結社をつくると記した。フランスでは政府が、英国では貴族が先頭に立つ事業を、米国では必ず結社が担っているという観察である。トクヴィルはこれを「結社の技術」と呼び、身分制のない平等な社会では個人は無力であるからこそ、人々は結社によって力を得るのだと説明した。

この指摘は、米国に封建制や世襲貴族が存在しなかったことと深く関わる。欧州では領主や教会が担った救貧・教育の役割を、米国では平等な市民の集合が担うほかなかった。西部開拓の後も、政府の届かない辺境では教会、学校、相互扶助会を入植者が自らつくり、街の発展を担った（Boorstin 1965）。

3.4 連邦型の会員組織と移民の相互扶助

19 世紀には、地域支部・州支部・全国本部という連邦制と同じ構造を持つ全国規模の会員組織が急増した。Skocpol, Ganz and Munson（2000）および Skocpol（2003）によれば、共済組織、農民団体、女性禁酒同盟など、成人人口の 1%以上を会員とする巨大団体がいくつも存在した。さらに、多様な出身の移民は母語や宗派ごとに相互扶助会や病院、学校をつくった。住民の需要が多様であるほど、多数派に合わせる政府サービスでは満たされない需要が残り、その隙間を公益団体が埋める（Weisbrod 1977）。移民国家である米国の多様性そのものが、公益団体を生み出す条件だったのである。

4. 宗教的要因

米国の教会は国家の補助を受けない「自発的結社」として成長し、市民に寄附と組織運営の習慣を根づかせた。この点は、国教会を持つ欧州や、寺社が国家制度に組み込まれていた日本との大きな違いである。

4.1 政教分離が教会を「寄附で運営される組織」にした

1791 年の合衆国憲法修正第 1 条は、連邦議会が国教を定めることを禁じた。州レベルでも公認教会制度は段階的に廃止され、最後まで残ったマサチューセッツ州も 1833 年に廃止した（Hall 2006）。税金に頼れなくなった教会は、信徒の献金と奉仕で運営するほかなくなった。理事会、募金、会計報告といった現代の公益団体の運営手法は、この教会運営の中で市民に広く身についていった。

4.2 宗派間の競争と信徒の増加

Finke and Stark（2005）は、国教がない米国では宗派が信徒を奪い合う「宗教の自由市場」が生まれ、その競争が宗教参加を拡大させたと論じた。教会に所属する人口の割合は、1776 年の 17% から 1850 年に 34%、1890 年に 45%、1980 年には 62%へと上昇した（Ostling 2026）。国教を持つ欧州では教会出席率が低下したのに対し、米国では政教分離の後にむしろ宗教が盛んになったのである。

4.3 信仰から生まれた社会改良団体

19 世紀前半の「第二次大覚醒」と呼ばれる信仰復興運動は、聖書協会、日曜学校、禁酒運動、奴隷制廃止運動などの改良団体を数多く生み出した（Hall 2006）。信仰が個人の救済にとどまらず、社会を変える組織活動へと向かったことが、宗教系以外の市民団体の発達も促した。また、富を神から預かったものとする「スチュワードシップ（管財）」の観念や、収入の 1 割を献げる十分の一献金の慣行は、寄附を個人の当然の義務とする文化を育てた。

4.4 現代への影響

現在も宗教は最大の寄附先であり、2024 年には寄附総額の約 24.8%にあたる 1,465 億ドルが宗教団体に向けられた（Giving USA 2025）。Putnam and Campbell（2010）は、定期的に礼拝に通う人ほど、宗教と無関係な団体への寄附やボランティアにも積極的であることを示した。教会は、人々が協力して公共のために行動する習慣を身につける「学校」の役割を果たしてきたと言える。

4.5 国民意識と利他の思想

宗教に根ざした利他の思想は、米国の国民意識そのものにも織り込まれている。1630 年、マサチューセッツ湾植民地の指導者 Winthrop（1630）は説教「キリスト教的慈愛のひな型」で、入植者は互いの重荷を担い合う共同体となり、「丘の上の町」として世界の手本になれと説いた。他者への奉仕を共同体の一員としての当然の義務とするこの観念は、今日の「社会に恩返しする（giving back）」という言葉にも受け継がれている。

ただし、米国の利他性は個人主義と対立するものではない。Tocqueville（2000 [1840]）は、米国人が他者を助ける理由を「正しく理解された自己利益」、すなわち共同体に尽くすことが結局は自分のためにもなるという論理で説明した。ベラーらも、米国人の個人主義は聖書的伝統と共和主義的伝統によって市民参加へと結びつけられてきたと論じている（Bellah et al. 1985）。Wuthnow（1991）は、米国人がボランティアを「自分自身の成長」という個人主義的な言葉で語りながらも、実際に広く他者を支えていることを示した。個人の自由と公共への責任を両立させるこの国民意識が、寄附とボランティアを支える文化的な土台となっている。

5. 政治制度的要因

米国の政治制度は、権力を分散させることで政府が直接担う領域を狭くし、その分を民間の公益団体に委ねる構造を生んだ。ただしそれは「政府に頼らない」ことと同義ではなく、「政府が資金を出し、公益団体が実施する」という独特の役割分担を生んだ。

5.1 中央権力への不信と限定政府

米国は英国王権への反乱から生まれた国であり、建国者たちは強い中央政府を警戒した。合衆国憲法は三権分立と連邦制によって権力を分散させ、権利章典は言論・集会・請願の自由を保障した。19世紀の連邦政府は小さく、教育・医療・救済の多くは州・地方と公益団体が担った（Hall 2006）。この「小さな政府」を好む政治文化が、公共サービスの担い手として民間の公益団体を優先する土壌をつくった。

最高裁判所も結社の自由を手厚く守ってきた。1958年のNAACP¹対アラバマ州事件では、州が市民権団体に会員名簿の提出を命じることは憲法上の結社の自由を侵害すると判断した（NAACP v. Alabama 1958）。政府を批判する団体でさえ法的に保護されることが、アドボカシー（政策提言）型の公益団体の発達を支えた。

5.2 連邦制と多様な需要

連邦制の下では、州ごとに制度も財政力も異なる。全国一律の行政サービスが展開されにくく、地域や民族・宗教集団ごとの多様な需要が常に残る。Weisbrod（1977）によれば、政府は「平均的な有権者」に合わせた公共財しか供給できず、それ以上の需要を持つ人々が公益団体をつくる。移民国家で多様性が高く、かつ政府が分散している米国は、この理論が最もよく当てはまる国である。

5.3 「第三者政府」

Salamon（1995）は、米国政府が福祉を自ら直接提供するのではなく、補助金や委託契約を通じて民間の公益団体に実施させる仕組みを「第三者政府（third-party government）」と名づけた。

¹ NAACP（National Association for the Advancement of Colored People：全米有色人種地位向上協会または全米黒人地位向上協会）は、1909年に設立されたアメリカ合衆国で最も古く影響力のある市民権団体（公民権擁護団体）の一つである。人種差別や偏見の撤廃、有色人種の社会的・政治的・経済的な権利と地位の向上を目的として活動している。

1960年代の「貧困との戦い」やメディケア・メディケイドの導入は、政府資金を民間の病院や福祉団体へ大規模に流し込み、非営利セクターを急拡大させた（Salamon 1995）。現在も、公益団体の約 2/3 が政府の補助金か委託契約を受けており、補助金を受ける団体の約 1/3 は収入の半分以上をそれに依存している（Koob and Tomasko 2025）。

つまり、「米国は政府への依存度が低い」という理解は、資金面では正確ではない。正確には、「政府が自ら官僚組織を大きくすることへの市民の不信が強い」ため、政府は民間の公益団体を通じて公共サービスを提供する道を選んだ」のである。Salamon（1987）は、公益団体には資金不足や対象の偏りといった「ボランタリーの失敗」があり、それを政府資金が補うという相互補完関係を指摘している。

5.4 国際比較のなかの米国：「リベラル・モデル」

Salamon and Anheier（1998）は、政府の社会福祉支出と非営利セクターの規模の組み合わせから、各国を四つの類型に分けた。

表3 非営利セクターの「社会的起源」の四類型

類 型	政府の社会福祉支出	非営利セクターの規模	代表例
リベラル	小さい	大きい	米国、英国
コーポラティズム	大きい	大きい	ドイツ、フランス
社会民主主義	大きい	小さい	スウェーデン
国家主義	小さい	小さい	日本

Salamon and Anheier（1998）をもとに筆者作成。

米国は、中小商工業者や中間層が強く、地主貴族や強力な労働者政党が存在しなかったため、福祉国家化よりも民間の自発的な取り組みが選ばれた「リベラル・モデル」の典型である。一方、日本は政府支出も非営利セクターも小さく、官僚制が社会を指導する「国家主義モデル」に分類される。この対比は第8節で詳しく検討する。

6. 法・税制度的要因：設立の自由と寄附控除

米国では、非営利法人をつくる権利と、寄附を税制で優遇する仕組みが早くから整えられた。民間の公益活動を「政府が許可するもの」ではなく「市民が自由に行うもの」として扱った点が、日本との決定的な違いである。

6.1 ダートマス大学事件と民間法人の自律

1819年のダートマス大学事件で、連邦最高裁は、私立大学の設立許可状は契約であり、州議会が一方的に変更して大学を州立化することはできないと判断した（Trustees of Dartmouth College v. Woodward 1819）。この判決により、民間の大学や公益団体は政府の支配から独立した存在として法的に保護された。寄附者は、自分の寄附が将来政府に取り上げられる心配なく、大学や公益団体に資産を託せるようになったのである（Hall 2006）。

6.2 許可ではなく登録

19 世紀には多くの州が一般法人法（general incorporation law）を整備し、議会の個別許可なしに定款を届け出るだけで非営利法人を設立できるようになった。現在も、州で法人を設立した後、IRS に申請して 501(c)(3)団体としての免税資格の認定を受ける。小規模団体向けには簡易な申請書式（Form 1023-EZ）も用意されている。公益性の判断は、特定の官庁の裁量ではなく、税法に定められた客観的な要件に基づいて行われる。

6.3 寄附控除

連邦税制は早くから公益活動を優遇した。1894 年の関税法は公益団体を法人所得税の対象外とし、1917 年の戦時歳入法は個人の所得税に寄附金控除を導入した。第一次世界大戦期に所得税率が急上昇し、富裕層が公益団体への寄附を減らすことが懸念されたためである（Arnsberger et al. 2008）。1954 年の内国歳入法典で現在の 501(c)(3)の枠組みが整い、1969 年の税制改革法では民間財団への規制が導入された（Arnsberger et al. 2008）。

表 4 米国の公益団体を形づくった主な法制度

年	法制度・判決	内容
1969	税制改革法	民間財団と公益団体を区別し、財団に規制を導入
1958	NAACP 対アラバマ州事件	結社の自由と会員名簿の秘密を保障
1954	内国歳入法典	現行の 501(c)(3)の枠組みを整備
1917	戦時歳入法	個人所得税に寄附金控除を導入
1894	関税法	公益団体を法人所得税から免除
1819	ダートマス大学事件	民間法人の設立許可状を州が変更することを禁止
1791	合衆国憲法修正第 1 条	国教樹立の禁止、言論・集会・請願の自由

Hall（2006）、Arnsberger et al.（2008）をもとに筆者作成。

寄附控除の本質は、本来なら政府に納められるはずの税金の一部を、市民が自ら選んだ公益活動に振り向けられる点にある。公共のための資源配分を政府だけに委ねないという考え方は、第 3・5 節で見た分散的な政治文化と一致している。

7. 経済的要因

19 世紀後半の急速な産業化は、世襲貴族を持たない米国に一代で巨富を築いた実業家を生み、彼らが財団という新しい組織をつくった。同時に、中間層による小口の寄附も制度化され、大富豪と大衆の両方が非営利セクターを支える構造ができた。

7.1 「富の福音」と汎用型財団

鉄鋼王 Carnegie（1889）は、自身が執筆した論文「富」（通称「富の福音」）で、富者は生前に財産を公共のために使う義務があり、「富んだまま死ぬ者は不名誉な死を遂げる」と述べた。彼は公共図書館の建設に多額の資金を投じ、1911 年にはカーネギー財団（Carnegie Corporation of New York）を設立した。1913 年にはロックフェラー財団も設立されている。

これらの財団は、特定の救貧や教会を支援する従来の慈善とは異なり、「人類の福祉の向上」といった広い目的を掲げ、貧困の原因そのものを科学的に解決しようとする汎用型の民間財団であった（Hall 2006; Zunz 2012）。医学研究、公衆衛生、大学の研究など、本来なら政府が担うような領域で民間財団が先行投資した点は、他国にはほとんど例がない。

7.2 大衆による寄附の制度化

Zunz（2012）は、米国のフィランソロピーの特質を、大富豪の財団と、一般市民による「大衆フィランソロピー」が並存した点に求めている。20 世紀前半には、複数の公益団体の募金をまとめる共同募金（現在のユナイテッドウェイの前身）や、ポリオ研究のために小額硬貨を集めた「マーチ・オブ・ダイヤモンド」などが生まれ、職場や地域での寄附が日常化した（Zunz 2012）。現在も個人寄附が全体の約 2/3 を占めるのは、この伝統の帰結である（Giving USA 2025）。

7.3 現代の財団と市場型の公益団体

この伝統は現代にも引き継がれている。2024 年の財団による寄附は 1,098 億ドルで、寄附総額の約 18.5%を占めた（Giving USA 2025）。また、米国の非営利セクターの収入の多くは、病院や大学のようにサービスの対価として得る事業収入である。公益団体のうち病院は団体数では 2.2%にすぎないが、収入・支出では全体の約半分を占める（NCCS 2020）。

Hansmann（1980）は、利用者がサービスの質を評価しにくい分野では、利益を分配しない公益団体の方が信頼されやすいと説明した。医療や教育を政府が直接提供する割合が小さい米国では、この「信頼できる民間の担い手」としての公益団体への需要がとりわけ大きかったと考えられる。

8. 日本との比較

日本にも村落の「結」や「講」のような相互扶助の伝統はあった。しかし、近代国家が「上から」社会を組織し、民間の公益活動を官の許可と監督の下に置いたため、独立した非営利セクターは米国のようには育たなかった。

8.1 官主導の近代化と公益法人の許可主義

明治政府は、欧米に追いつくために教育・医療・産業を国家主導で整備した。1896 年の民法第 34 条は、公益法人の設立に主務官庁の「許可」を求めた。公益性の判断は官庁の裁量に委ねられ、設立後も強い監督を受けた。Pekkanen（2006）は、この制度の下で日本には自治会のような小規模な地域団体は多数あるものの、専門職を抱えて政策に影響を与える大規模団体は少ない「二重構造の市民社会」が生まれたと論じた。

米国では「民が公を担う」ことが当然とされたのに対し、日本では「公＝官」という意識が強く根づいた。江戸時代の寺請制度や明治以降の国家神道のように、宗教も国家の統治に組み込まれ、米国の教会のような独立した寄附の拠点にはならなかった。

8.2 阪神・淡路大震災と特定非営利活動促進法

転機は 1995 年の阪神・淡路大震災である。全国から延べ約 180 万人（1997 年 12 月末までの推定）がボランティアとして被災地に駆けつけ、「ボランティア元年」と呼ばれた（内閣府 n.d.）。しかし多くのボランティア団体は法人格を持たず、契約や口座開設もできなかった。この経験から 1998 年に特定非営利活動促進法が成立し、要件を満たせば所轄庁が設立を認める「認証主義」が導入された。2008 年には公益法人制度改革により、主務官庁の許可主義も廃止された。

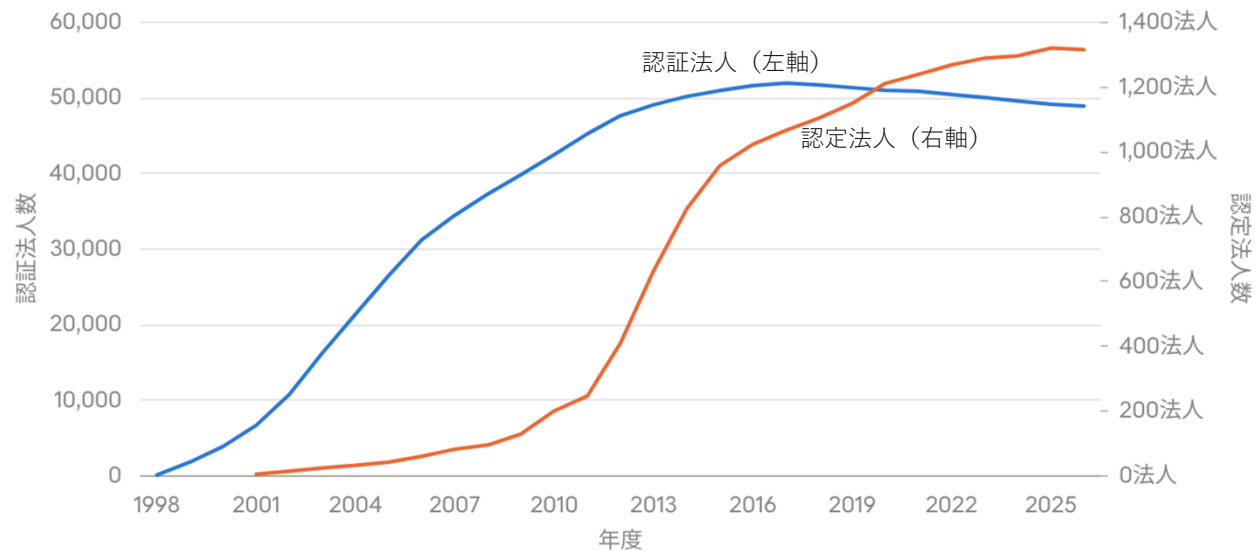


図1 日本の特定非営利活動法人数の推移
内閣府（2026）「認証・認定数の遷移」より筆者作成・1998年度～2026年7月末

図1のとおり、特定非営利活動法人数は2017年度の51,866法人をピークに減少し、2026年7月末には48,813法人となった（内閣府2026）。寄附控除の対象となる認定特定非営利活動法人は、2012年の制度改革後に急増したものの1,313法人であり、全体の約2.7%にとどまる（内閣府2026）。米国では公益団体の大半が寄附控除の対象となる501(c)(3)団体であるのとは対照的である。

8.3 日本の主な非営利法人

表5 日本の主な非営利法人

法人類型	根拠法	設立の方式	主な活動分野	寄附者の税制優遇
一般社団法人・一般財団法人	一般法人法（2008年施行）	登記のみ	制限なし	なし
公益社団法人・公益財団法人	公益法人認定法（2008年施行）	一般法人が行政庁の公益認定を受ける	法定の公益目的事業	あり
社会福祉法人	社会福祉法	所轄庁の認可	介護・保育・障害福祉	あり
学校法人	私立学校法	所轄庁の認可	私立学校の設置	あり
医療法人	医療法	都道府県知事の認可	病院・診療所	原則なし
宗教法人	宗教法人法	所轄庁の認証	宗教活動	なし
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（1998年）	所轄庁の認証	法定の20分野	認定特定非営利活動法人のみあり

各根拠法および Pekkanen（2006）をもとに筆者作成。

日本の非営利法人は特定非営利活動法人だけではなく、分野ごとに別の法律で定められた多数の法人類型に分かれている。米国では分野を問わず 501(c)(3)という共通の枠組みが適用されるのと対照的である。

法人数は、宗教法人が 178,921（2023 年 12 月末）、医療法人が 57,141（2022 年 3 月末）、社会福祉法人が 20,972（2019 年度）、公益法人が 9,711（2023 年 12 月）である（文化庁 2024; 厚生労働省 2021; 厚生労働省 2022; 内閣府 2024）。表から分かるように、福祉・教育・医療といった主要分野の法人はいずれも所轄庁の「認可」を必要とし、分野ごとに縦割りで監督されている。届出だけで設立できる一般法人が導入されたのは 2008 年であり、米国の 19 世紀の一般法人法から大きく遅れた。

8.4 寄附文化の違い

表 6 日米の非営利セクターと寄附の比較

項目	米国	日本	出典
個人寄附総額（2020 年）	約 34.6 兆円	約 1.2 兆円	日本ファンディング協会 2021
個人寄附の名目 GDP 比（2020 年）	1.55%	0.23%	日本ファンディング協会 2021
世界寄附指数の順位（2019 年）	1 位	107 位	CAF 2019
主な非営利法人数	約 154 万（501(c)(3)、2024 年度）	48,813（特定非営利活動法人、2026 年 7 月）	IRS 2025; 内閣府 2026
公益法人設立の原則（歴史的）	届出・登録（19 世紀～）	主務官庁の許可（1896～2008 年）	Hall 2006; Pekkanen 2006
寄附控除の導入	1917 年	認定特定非営利活動法人制度は 2001 年	Arnsberger et al. 2008; 内閣府 2026

個人寄附の名目 GDP 比では、米国は日本の約 7 倍である（日本ファンディング協会 2021）。しかも日本の 1.2 兆円のうち約半分はふるさと納税であり、それを除くと 5,401 億円にとどまる（HEDGE GUIDE 2021）。ふるさと納税は寄附先が自治体であり、日本では寄附でさえ「官」を経由しやすいという特徴を表している。

9. 結論

米国で公益団体が発達したのは、「自分たちのことは自分たちでやる」という自治の精神が、宗教・政治・法税制・経済の制度によって繰り返し強化され、制度化されたからである。個々の要因は他国にも見られるが、それらが同じ方向に作用した組み合わせこそが米国に固有の条件である。図 2 にあるように、左列の五要因が三つの経路を通じて非営利セクターを拡大させた

9.1 「政府依存度が低い」説の再検討

冒頭の「米国人は政府への依存度が低い」という理解は、思想と歴史の面では正しい。ただし資金の面では、米国の公益団体は政府と深く結びついている。公益団体の約 2/3 が政府の補助金か委託契約を受けている（Koob and Tomasko 2025）。したがって米国の特徴は、「政府に頼らない」ことよりも、「政府が市民の組織を通じて公共を担う」という関係のあり方にある（Salamon

1995）。日本が「官が主役で、民はそれを補う」関係であったのに対し、米国では「民が主役であり、官はその支援役に回る」という正反対の関係になっている。

9.2 米国モデルの限界

米国の非営利セクターにも課題はある。第一に、地域の会員組織が衰退し、専門職が運営する「会員なき組織」への移行が進んでいる（Putnam 2000; Skocpol 2003）。第二に、寄附控除は所得控除方式が採用され

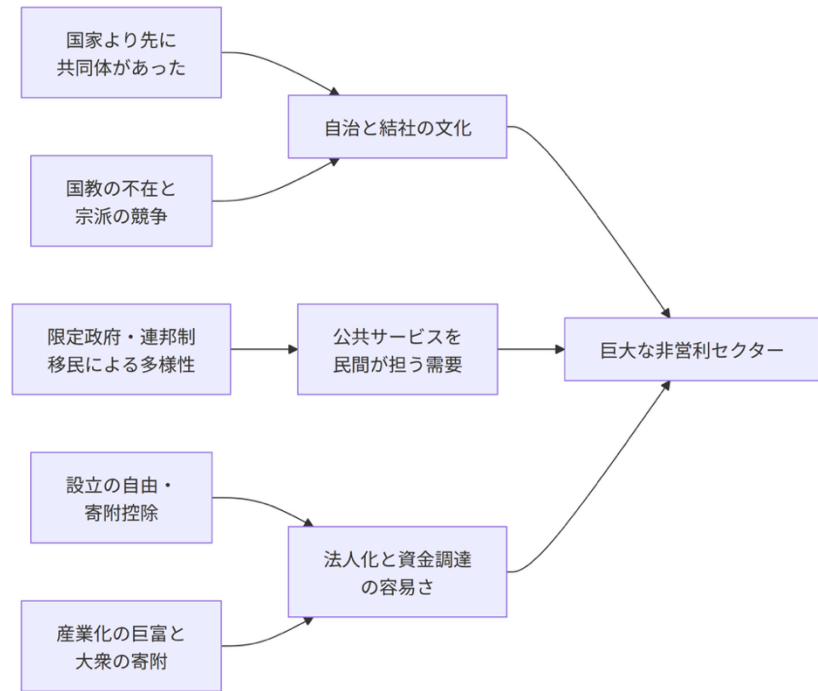


図2 米国における公益団体発達の要因連関

ており、高所得者ほど恩恵が大きく、公共の優先順位が大口寄附者の関心に左右されるという批判がある（Reich 2018）。第三に、政府資金への依存が高い団体は、政策の変更によって財政が大きく揺らぐ。政府の補助金を受ける団体の約 2/3 は、それを失えば赤字に転落する（Koob and Tomasko 2025）。

9.3 日本への示唆

米国の歴史的条件そのものを日本が再現することはできない。しかし、制度として学べる点はある。設立と公益性の判断を客観的な要件で行うこと、寄附控除の対象となる団体を広げること、行政からの委託を「下請け」ではなく対等な協働として設計することである。

結論として、米国の公益団体は「民が国をつくった」歴史の産物である。同時に、その精神を法律・税制・政府資金という制度が支え続けた結果でもある。米国の経験は、市民の自発性とそれを後押しする制度の両方があって初めて、非営利セクターが社会の柱となりうることを示している。

文 献

- Arnsberger, P., Ludlum, M., Riley, M. and Stanton, M. (2008) 'A history of the tax-exempt sector: an SOI perspective', *Statistics of Income Bulletin*, Winter 2008, pp. 105–135. Available at: <https://www.irs.gov/pub/irs-soi/tehhistory.pdf> (Accessed: 25 September 2026).
- Bellah, R.N., Madsen, R., Sullivan, W.M., Swidler, A. and Tipton, S.M. (1985) *Habits of the Heart: Individualism and Commitment in American Life*. Berkeley, CA: University of California Press.
- Boorstin, D.J. (1965) *The Americans: The National Experience*. New York: Random House.
- Bureau of Labor Statistics (BLS) (2024) 'Nonprofits accounted for 12.8 million jobs, 9.9 percent of private sector employment, in 2022', *The Economics Daily*, 16 August. Available at: <https://www.bls.gov/opub/ted/2024/nonprofits-accounted-for-12-8-million-jobs-9-9-percent-of-private-sector-employment-in-2022.htm> (Accessed: 25 September 2026).

- Carnegie, A. (1889) 'Wealth', *North American Review*, 148(391), pp. 653–664.
- Charities Aid Foundation (CAF) (2019) *CAF World Giving Index 10th Edition: Ten Years of Giving Trends*. London: Charities Aid Foundation.
- Charities Aid Foundation (CAF) (2022) *World Giving Index 2022*. London: Charities Aid Foundation.
- Finke, R. and Stark, R. (2005) *The Churching of America, 1776–2005: Winners and Losers in Our Religious Economy*. New Brunswick, NJ: Rutgers University Press.
- Giving USA (2025) 'Giving USA 2025: U.S. charitable giving grew to \$592.50 billion in 2024, lifted by stock market gains'. Giving USA Foundation / Indiana University Lilly Family School of Philanthropy. Available at: <https://givingusa.org/giving-usa-2025-u-s-charitable-giving-grew-to-592-50-billion-in-2024-lifted-by-stock-market-gains/> (Accessed: 25 September 2026).
- Hall, P.D. (2006) 'A historical overview of philanthropy, voluntary associations, and nonprofit organizations in the United States, 1600–2000', in Powell, W.W. and Steinberg, R. (eds) *The Nonprofit Sector: A Research Handbook*. 2nd edn. New Haven, CT: Yale University Press, pp. 32–65.
- Hansmann, H.B. (1980) 'The role of nonprofit enterprise', *Yale Law Journal*, 89(5), pp. 835–901.
- Internal Revenue Service (IRS) (2025) *Internal Revenue Service Data Book, 2024* (Publication 55-B). Washington, DC: Internal Revenue Service.
- Koob, A. and Tomasko, L. (2025) 'How losing government funding impacts nonprofits: Candid and Urban Institute data', *Candid Blog*, 18 March. Available at: <https://candid.org/blogs/how-losing-government-funding-impacts-nonprofits-candid-urban-institute-data/> (Accessed: 25 September 2026).
- MinistryWatch (2025) 'Data Book brief: a look at tax-exempt activity in 2024'. Available at: <https://ministrywatch.com/data-book-brief-a-look-at-tax-exempt-activity-in-2024/> (Accessed: 25 September 2026).
- NAACP v. Alabama ex rel. Patterson* (1958) 357 U.S. 449.
- National Center for Charitable Statistics (NCCS) (2020) *The Nonprofit Sector in Brief 2019*. Washington, DC: Urban Institute. Available at: <https://urbaninstitute.github.io/nccs-legacy/briefs/sector-brief-2019> (Accessed: 25 September 2026).
- Ostling, R. (2026) 'What was American religion like in 1776? What came next?', *Patheos*, June. Available at: <https://www.patheos.com/blogs/religionqanda/2026/06/what-was-american-religion-like-in-1776-what-came-next/> (Accessed: 25 September 2026).
- Pekkanen, R. (2006) *Japan's Dual Civil Society: Members Without Advocates*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- Putnam, R.D. (2000) *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*. New York: Simon & Schuster.
- Putnam, R.D. and Campbell, D.E. (2010) *American Grace: How Religion Divides and Unites Us*. New York: Simon & Schuster.
- Reich, R. (2018) *Just Giving: Why Philanthropy Is Failing Democracy and How It Can Do Better*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Salamon, L.M. (1987) 'Of market failure, voluntary failure, and third-party government: toward a theory of government–nonprofit relations in the modern welfare state', *Journal of Voluntary Action Research*, 16(1–2), pp. 29–49.
- Salamon, L.M. (1995) *Partners in Public Service: Government–Nonprofit Relations in the Modern Welfare State*. Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press.
- Salamon, L.M. and Anheier, H.K. (1998) 'Social origins of civil society: explaining the nonprofit sector cross-nationally', *Voluntas*, 9(3), pp. 213–248.
- Skocpol, T. (2003) *Diminished Democracy: From Membership to Management in American Civic Life*. Norman, OK: University of Oklahoma Press.
- Skocpol, T., Ganz, M. and Munson, Z. (2000) 'A nation of organizers: the institutional origins of civic voluntarism in the United States', *American Political Science Review*, 94(3), pp. 527–546.

- Tocqueville, A. de (2000 [1835, 1840]) *Democracy in America*. Translated by H.C. Mansfield and D. Winthrop. Chicago: University of Chicago Press. (邦訳：松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』岩波文庫、2005–2008年)
- Trustees of Dartmouth College v. Woodward* (1819) 17 U.S. (4 Wheat.) 518.
- Weisbrod, B.A. (1977) *The Voluntary Nonprofit Sector: An Economic Analysis*. Lexington, MA: Lexington Books.
- Winthrop, J. (1630) 'A model of Christian charity'. Reprinted in Heimert, A. and Delbanco, A. (eds) (1985) *The Puritans in America: A Narrative Anthology*. Cambridge, MA: Harvard University Press, pp. 81–92.
- Wuthnow, R. (1991) *Acts of Compassion: Caring for Others and Helping Ourselves*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Zunz, O. (2012) *Philanthropy in America: A History*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- HEDGE GUIDE (2021) 「2020年の日本全体の個人寄付総額は1兆2126億円、2016年調査から約1.5倍に増加。『寄付白書2021』発行」. Available at: <https://hedge.guide/news/jfra-research-report-2021.html> (Accessed: 25 September 2026).
- 公益法人協会 (2026) 『訪米調査ミッション 2025 報告書—米国非営利セクターの発展要因を探る— (United States Research Mission 2025: Studying the Development Model of the US Charitable Sector) 』東京：公益財団法人公益法人協会.
- 厚生労働省 (2021) 「社会福祉法人数の推移」 (出典：福祉行政報告例) . Available at: <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000768593.pdf> (Accessed: 25 September 2026).
- 厚生労働省 (2022) 「医療法人数の推移（令和4年3月31日現在）」. Available at: <https://www.wic-net.com/material/document/3366> (Accessed: 25 September 2026).
- 内閣府 (2024) 「令和5年『公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告』概要」. Available at: <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files/data?sinfid=000040237117&ext=pdf> (Accessed: 25 September 2026).
- 内閣府 (2026) 「認証・認定数の遷移」『NPO ホームページ』. Available at: <https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-seni> (Accessed: 25 September 2026).
- 内閣府 (n.d.) 「阪神・淡路大震災教訓情報資料集【01】ボランティアの種類・活動内容」『防災情報のページ』. Available at: https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/hanshin_awayi/data/detail/2-4-1.html (Accessed: 25 September 2026).
- 日本ファンドレイジング協会 (2021) 『寄付白書2021』東京：日本ファンドレイジング協会.
- 文化庁 (2024) 「令和6年の宗教統計調査の結果を公表します」. Available at: https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/shukyo_nenkan/pdf/r06nenkan_gaiyo.pdf (Accessed: 25 September 2026).

(白石 喜春)